

1年に1回は健康チェックを

特定健診・がん検診を受けましょう

「忙しいから」「何も症状がないから」と健診を受けることを避けてはいませんか。生活習慣病やがんを予防・早期発見するために、特定健診・がん検診は欠かせません。自分の健康状態を知り、病気を予防するために1年に1回は受診しましょう。 〇健康福祉課健康増進係 (☎223-7246)

対象者に受診券を発送しました

～受診券が届いたら、必ず内容確認を

- ・40歳以上の対象者へ、受診券を3月22日に発送しました。
- ・受診券が届かない人で、職場などで健康診断を受ける機会のない人は、お問い合わせください。

対象者	送付される受診券
市国民健康保険加入者	がん検診、特定健康診査
県後期高齢者医療制度加入者	がん検診、後期高齢者健康診査
上記以外の健康保険加入者のうち対象者	がん検診

- ・市国民健康保険加入者以外の特定健康診査については、各医療保険者(保険証の発行元)にお問い合わせください。
- ・がん検診には医療機関で受ける「施設検診」と検診車で行う「集団検診」の2種類があります。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集団検診は5月2日(土)まで中止となりました。その後の日程についても変更となる場合があります。市のホームページや区だよりなどでお知らせしますので、ご確認のうえ受診してください。

無料券の発行方法が変更になりました

- ・令和2年度から、無料券(70歳未満の市民税非課税世帯の人が対象)の発行には申請書の提出が必要になりました。受診の2週間前までに健康福祉課に申請書を直接または郵送で提出してください。申請書は健康福祉課窓口を設置しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。申請には健康保険証が必要です。 〇健康福祉課健康増進係 (☎223-7246)
- ・生活保護受給中の場合は、生活保護受給証明書等が必要です。受診券の裏面をご確認いただき、保護課へ申請してください。 〇保護課 各担当者

受診までの流れ

1. 実施医療機関に予約しましょう

特定健診・施設検診のがん検診は受診券に同封された案内冊子「検診いつ得?」の10ページ以降の実施医療機関に電話で予約します。



受診券



検診いつ得?



中央区健康づくりサポーター 中央子(なか ちかこ)

2. 健診・検診を受診しましょう

特定健診・施設検診のがん検診は、予約した医療機関で受診します。

- 【持ち物】 受診券 健康保険証 自己負担金
 3枚複写の質問票(特定健診の場合)

3. 結果を確認しましょう

特定健診・施設検診のがん検診は実施機関が結果をお知らせします。

健診の結果を生活習慣の改善に生かしましょう。

中央区へモグロビン エーワンシー普及犬 エワン



健康・福祉

- 東地域保健福祉センター 東万代町9-52 【注】☎243-5312
- 南地域保健福祉センター 新和3-3-1 ☎285-2373
- 中央地域保健福祉センター 関屋下川原町1-3-11 ☎266-5172
- 健康福祉課健康増進係 ☎223-7237

【注】東地域保健福祉センターは2月25日に上記住所に移転しました。

妊婦歯科健康診査

※新型コロナウイルス感染症の発生状況によって、中止の可能性があります。

- 回 5月18日(月)午後1時～2時まで受け付け
- 場 南地域保健福祉センター
- 内 歯科健診、歯科保健指導
- 対 母子健康手帳を取得している妊婦
- 持 ハンカチまたはタオル、母子健康手帳
- 問 健康福祉課健康増進係(☎223-7237)

電話相談を実施しています

妊娠や子育てについてお困りのことがありましたら、お住いの地域保健福祉センター、健康福祉課健康増進係へお問い合わせください。

- 対 妊産婦、乳幼児の保護者
- 時 午前8時30分～午後5時30分

＜広告欄＞

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための母子健診・講座などの中止・延期について

以下の事業を当面の間、中止または延期しています。(掲載情報は3月30日時点のものです)

■みんなでつながるにっこにこ子育て応援事業

- ・妊カフェ
- ・育カフェ
- ・育ばる
- ・10か月育ちの講座

■母子保健事業

- ・妊婦歯科健康診査
- ・股関節検診・母体保護相談
- ・1歳誕生歯科健康診査
- ・1歳6カ月児健康診査
- ・3歳児健康診査

母子保健事業に関するお知らせについて

中止・延期のお知らせは、対象者へ個別に発送しています。再開した際の案内は、対象者に郵送します。時間や持ち物などは案内でご確認ください。詳しくはお問い合わせください。

■保健事業など

育児相談会・安産教室など ※詳しくは市ホームページをご覧ください

今後につきましては、感染症の発生状況をふまえ、ホームページ・区だよりなどでお知らせします。ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。 〇健康福祉課健康増進係 (☎223-7237)



火災が多発しています

火の用心をお願いします

4月1日(水)から7日(火)まで春の火災予防運動を実施しています。春は空気が乾燥しており火災が発生しやすくなっています。中央区では、すでに昨年この時期の約3倍、火災が発生しています。お出かけ・お休みの前には必ず火の元を確認しましょう。



ひとつずつ いいね! で確認 火の用心 (全国統一防火標語)

■中央区火災件数(3月26日現在)

昨年: 5件 ※1月1日～3月26日までの間 (建物火災3件、うち住宅火災1件)

本年: **16件** (建物火災15件、うち住宅火災8件)

■住宅防火のポイント

- 1 寝たばこをしない。
- 2 コンロから離れるときは火を消す。
- 3 ストープの近くに燃えやすいものを置かない。
- 4 住宅用火災警報器を設置・点検する。

〇中央消防署市民安全課予防調査係 (☎288-3119)